

吸収分割に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める書面)

2020 年 11 月 1 日
KDDI 株式会社
富士山の銘水株式会社

2020年11月1日

吸収分割に関する事後開示書類

東京都千代田区飯田橋三丁目10番10号
ガーデンエアタワー
(本店所在地：東京都新宿区西新宿二丁目3番2号)
KDDI株式会社
代表取締役社長 高橋 誠

山梨県富士吉田市上吉田4961番地1
富士山の銘水株式会社
代表取締役社長 栗井 英朗

KDDI株式会社(以下「KDDI」といいます)と富士山の銘水株式会社(以下「銘水社」といいます)は、2020年7月31日付で締結した吸収分割契約書に基づき、本日を効力発生日として、KDDIが、同契約書に記載の事業に関して有する権利義務を、銘水社に承継させる吸収分割(以下「本吸収分割」といいます)を行いました。

本吸収分割に関する会社法第791条第1項第1号及び会社法施行規則第189条各号に定める事項は、以下のとおりです。

なお、本吸収分割は、KDDIにおいては会社法第784条第2項に基づく簡易吸収分割となります。

1. 本吸収分割が効力を生じた日
2020年11月1日
2. KDDIにおける会社法第784条の2の規定による請求に係る手続及び同法第785条並びに第787条、第789条の規定による手続の経過
 - (1) 会社法第784条の2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。
 - (2) 会社法第785条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
本吸収分割は、会社法第784条第2項に規定する簡易吸収分割であるため、該当事項はありません。

- (3) 会社法第 787 条(新株予約権買取請求)の規定による手続の経過について
KDDI は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないため、該当事項はありません。
- (4) 会社法第 789 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
KDDI は、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 14 日付で官報公告を行い、併せて電子公告を行いました。併せて会社法第 789 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありません。
3. 銘水社における会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続及び同法第 797 条並びに第 799 条の規定による手続の経過
- (1) 会社法第 796 条の 2(株主による吸収分割の差止請求)の規定による請求に係る手続の経過について
差止請求を行った株主はいません。
- (2) 会社法第 797 条(反対株主の株式買取請求)の規定による手続の経過について
株式買取請求を行った株主はいません。
- (3) 会社法第 799 条(債権者の異議)の規定による手続の経過について
銘水社は、会社法第 799 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 8 月 14 日付で官報公告を行い、併せて日刊工業新聞を以て公告いたしました。併せて会社法第 799 条第 1 項の規定による異議を述べた債権者はありません。
4. 本吸収分割により銘水社が KDDI から承継した重要な権利義務に関する事項
- | | |
|-----------|-----|
| 承継資産額(概算) | 0 円 |
| 承継負債額(概算) | 0 円 |
5. 会社法第 923 条の変更の登記をした日
2020 年 11 月 2 日(予定)
6. その他重要な事項
該当事項はありません。

以 上